

7 土壌環境・地盤環境

(1) 土壌汚染の状況

土壌は汚染物質が残留しやすく一旦汚染されると除去しない限り、その影響が持続すると言われていています。特にカドミウム・銅・ひ素等による農用地の土壌汚染は、農作物の生育障害や人の健康を損なうおそれがあります。

本町においては、愛知県が定点を定めて定期的に畑地の汚染状況を調査し、その結果はいずれも基準以下でした。

(2) 土壌の汚染に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	有機リン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀
環境上の条件	0.01mg 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.01mg 以下	0.05mg 以下	0.01mg 以下	0.0005mg 以下

項目	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
環境上の条件	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg 以下	0.002mg 以下	0.004mg 以下	0.02mg 以下	0.04mg 以下

項目	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
環境上の条件	1mg 以下	0.006mg 以下	0.03mg 以下	0.01mg 以下	0.002mg 以下	0.006mg 以下	0.003mg 以下

項目	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふっ素	ほう素
環境上の条件	0.02mg 以下	0.01mg 以下	0.01mg 以下	0.8mg 以下	1mg 以下

注1 「環境上の条件」は、検液1リットル中の対象物質の重量を表す。

注2 カドミウムについて、「農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。」が追加されている。

注3 別に銅について、「農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。」が定められている。